

第 9 回

熊本県議会

# 震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年6月27日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

## 第9回 熊本県議会震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年6月27日（水曜日）

午後1時29分開議

午後3時03分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 熊本県地域防災計画に関する件
- (2) 東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件
  - ・ 東日本大震災後における熊本県の取組みについて
  - ・ 東日本大震災による被災地域の復興支援状況について
  - ・ 電力不足問題について
- (3) その他

出席委員（14人）

委員 長 村 上 寅 美  
 副委員 長 前 川 收  
 委員 山 本 秀 久  
 委員 西 岡 勝 成  
 委員 鬼 海 洋 一  
 委員 小 杉 直  
 委員 早 川 英 明  
 委員 岩 中 伸 司  
 委員 大 西 一 史  
 委員 荒 木 章 博  
 委員 中 村 博 生  
 委員 佐 藤 雅 司  
 委員 溝 口 幸 治  
 委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員 議 長 馬 場 成 志

説明のため出席した者

知事公室

知事公室長 田 嶋 徹

危機管理監 佐 藤 祐 治  
 危機管理防災課長 福 島 誠 治  
 総務部

部 長 駒 崎 照 雄  
 総括審議員兼市町村局長 小 嶋 一 誠  
 人事課長 古 閑 陽 一  
 私学振興課長 仁 木 徳 子  
 消防保安課長 原 悟

企画振興部

政策審議監 内 田 安 弘  
 企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

総括審議員兼政策審議監 伊 藤 敏 明  
 首席審議員兼  
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也  
 健康危機管理課長 一 喜美男  
 医療政策課長 三 角 浩 一

環境生活部

環境政策課長 宮 尾 千加子  
 環境立県推進課長 福 田 充  
 環境保全課長 清 田 明 伸  
 首席審議員兼  
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治

商工観光労働部

政策審議監 田 中 邦 典  
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典  
 産業支援課長 奥 菌 惣 幸  
 エネルギー政策課長 山 下 慶一郎  
 企業立地課長 渡 辺 純 一

農林水産部

政策審議監 豊 田 祐 一  
 農林水産政策課長 国 枝 玄  
 農地整備課長 大 石 二 郎  
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人

土木部

部 長 船 原 幸 信

監理課長 金子 徳 政  
道路整備課長 手島 健 司  
道路保全課長 亀田 俊 二  
都市計画課長 内田 一 成  
河川課長 林 俊一郎  
港湾課長 松永 信 弘  
砂防課長 古澤 章 吾  
建築課長 坂口 秀 二

教育委員会事務局

教育総務局

局長 松永 正 男  
教育政策課長 田中 信 行  
首席審議員兼  
施設課長 後藤 泰 之  
体育保健課長 城 長 眞 治

警察本部

警備部

警備第二課長兼

全国豊かな海づくり大会警衛対策室長  
穴井 保 生

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 木村 和 子  
政務調査課主 幹 桑 原 博 史

午後1時29分開議

○村上寅美委員長 こんにちは。本会議は、お疲れさんでした。

ただいまから第9回震災及び防災対策特別委員会を開催いたします。

それでは、本日は、執行部も交えた今年度第1回の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。済みません、着席のままよろしく。お許してください。

まずもって、本日にになりましたことを、委員の先生方、そして執行部におわびを申し上げます。用件は、そういうことでも申しておりましたので、本日にになりましたこと、申しわけございません。

それでは、本委員会は、3月の東日本大震

災、大災害の発生を契機に、このような未曾有の災害から県民の生命、財産を守るためにどうしたらよいかという主題のもとに、昨年設置され、審議を続けてまいりました。

今年度は、熊本県地域防災計画に関する件及び東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件の2件の調査事件が付託されております。

また、昨年、本委員会の審議の方針として、当委員会では、熊本県地域防災計画に関する件について、短期的、集中的に審議を行う、国の責任で実施すべき対策については、基本的には議論の対象としない、被災地域への支援及び県内経済等に関する影響の件については、その状況や変化等を把握し、必要な対応の方向性を検討することを決定しております。

今年度も、この審議の方針に基づき、前川副委員長、そして委員の皆さんとともに、円滑な運営に努めてまいりますので、迅速かつ確かな審議となるよう皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、挨拶にかえます。

それでは、執行部を代表して、田嶋公室長から挨拶を願います。

○田嶋知事公室長 知事公室の田嶋です。

委員会の開催に当たりまして、執行部を代表して御挨拶を申し上げます。

県議会におかれましては、本県の防災対策に関しまして、かねてから格別の御配慮と御指導をいただき、深く感謝申し上げます。

この特別委員会も、昨年度に引き続き、2年目になりますが、引き続きよろしく願いいたします。

では、早速でございますが、本日の議題の概要について御説明いたします。

まず、県地域防災計画についてですが、東日本大震災を受け、直ちに沿岸部の市町に対し、避難所等の緊急点検を要請するととも

に、災害時に応援への目印となるヘリサインの整備などに取り組みました。同時に、熊本県地域防災計画検討委員会における議論、県内市町村との意見交換、またこの特別委員会における御意見等もいただきながら、これまで約1年にわたり、計画見直しに関する検討を進めてまいりました。その上で、去る5月23日の県防災会議において、国の防災基本計画の見直しなども踏まえた大規模、広域的な災害への対応体制の見直し、原子力発電所事故への対応体制の整備など、ソフト対策全般を充実強化した地域防災計画の修正案をお諮りし、御承認をいただいたところでございます。

今後は、昨年度から進めております地震・津波被害想定調査につきまして、本年8月ごろには中間報告を取りまとめたいと考えております。さらに、その結果を踏まえ、さらなる点検、見直しを進めてまいります。来年5月には、このような取りまとめとして、防災会議で、東日本大震災を踏まえた一連の防災計画の見直しに一定のめどをつけたいと考えております。

なお、原発事故に備えた九州電力との協定につきましては、事故発生時における県への速やかな連絡を主な内容として、現在協議を進めており、川内原発に関しましては、遅くとも来月中には協定を締結したいと考えております。

また、震災発生から1年以上経過した今日におきましても、本県に避難してこられた方々への住宅支援を初めとした生活支援に取り組むとともに、まだまだ厳しい状況が続いております被災地域に職員15名を派遣しております。

最後になりますが、電力不足問題につきましては、国及び九州電力から、一昨年夏に比べ、10%以上の節電要請を受けております。県としましては、節電対策の県民への普及啓発や県の率先行動を主な内容とする今夏にお

ける節電の取り組み方針を先般決定し、全県的な節電に取り組んでおります。

詳しい内容につきましては、この後、担当課から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○村上寅美委員長 それでは、執行部から自己紹介をお願いします。

（知事公室長～警察本部警備第二課長の順に自己紹介）

○村上寅美委員長 それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、熊本県地域防災計画に関する件、東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件であります。

まず、執行部から説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、お手元の次第に沿って順次説明願います。

熊本県地域防災計画に関する件では、執行部から、まず熊本県地域防災計画に関する件について説明願います。

福島危機管理防災課長。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課の福島でございます。少々長くなりますので、着座にて失礼いたします。

それでは、資料の2ページをお願いします。

熊本県地域防災計画の見直し経緯等と国の動向について御説明します。

まず、一番左の欄、熊本県地域防災計画の見直しをごらんください。

簡単におさらいをさせていただきますが、東日本大震災発生後、県の防災計画の見直しを目的としまして、5月に外部有識者や防災関係機関、職員で構成します地域防災計画検討委員会を設置し、検討を重ねるとともに、

当特別委員会や市町村からの御意見をいただきながら取りまとめを行い、去る5月23日の県防災会議において、新たな防災計画を御承認いただいたところです。本日は、その計画を机上に配付させていただいております。

今後の予定でございますが、まず、九電との川内原子力発電所の情報連絡に係る協定を来月中には締結したいと考えております。また、8月ごろには、地震・津波被害想定調査の中間取りまとめを行い、その後、検討委員会で防災計画の点検、見直しを進めまして、当特別委員会への御報告並びに市町村との意見交換等を経まして、来年5月の防災会議で今回の一連の見直しに係る防災計画の修正を完了したいと考えております。

次に、国の動向について御説明します。

まず、中央の欄の地震・津波災害対策等の強化ですが、同じページでございます。中央の欄をごらんください。

昨年4月、中央防災会議に専門調査会が設置され、東日本大震災の地震、津波の分析や今後の対策の調査、検討が開始されております。6月には津波対策の推進に関する法律が、また12月には津波防災地域づくりに関する法律が、それぞれ施行されております。

同じく12月には国の防災基本計画が修正され、地震・津波対策の抜本的強化が図られております。その後、ことし3月には、中央防災会議の防災対策推進検討会議の中間報告がなされ、そのうち、大規模広域災害への対応の強化等を盛り込みました災害対策基本法の改正案が5月に国会に提出され、先週、6月20日に可決をされております。

あと、右の欄の原子力災害対策の強化でございますが、昨年7月、原子力安全委員会のワーキングが設置されまして、11月に、防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方が取りまとめられております。そこに記載のとおり、地域の範囲を、原発から10キロ内という現行のEPZから、30キロ内、UPZ

と呼んでいますが、に拡大することが示されております。

また、1月には、法改正に備えまして、原子力安全・保安院等から、このUPZ、原発から30キロ以内にある自治体を対象に、原子力災害対策計画の策定を義務づけることが示されております。

念のため、本県と原発の位置関係を申し上げますと、本県は、川内原発からも、この30キロ内、UPZには入りません。したがって、法に基づく原子力災害対策計画の策定の義務はないこととなりますが、川内原発から、水俣市を初め4つの市町が50キロ以内に、比較的近距离に所在しております。また、今回の福島原発事故では、風向き等の影響で、30キロを超える一部の市町村が計画的避難区域に指定されたことなども踏まえまして、今回の防災計画の見直しの中で、原子力災害対策計画を新たに策定したところがございます。ちなみに、玄海原発からは、最も近い荒尾市で約80キロでございます。

次に法改正として、1月に原子力組織制度改革法案が提出されておりますが、このたび与野党間でようやく合意がなされまして、当初予定されていた環境省ではなく、公正取引委員会のように、省庁から独立した組織として原子力規制委員会を設置しまして、その事務局として原子力規制庁を置くこととなり、この6月20日に法案が可決されたところであります。

今後の予定ですが、国の中央防災会議の検討会議の最終報告が夏ごろに予定されており、また、原子力規制体制の見直しなども踏まえまして、国の防災基本計画の修正が今年度も予定されておりますので、それらも県防災計画のさらなる見直しに反映させてまいりたいと考えております。

3ページをお願いします。

県の地域防災計画の見直しの全体概要でございます。

この資料は、これまで、当委員会を初め、さまざまな場面で使用したペーパーですので、詳細な説明は省略しますが、2の見直しの実施方針のうち、(3)の地震・津波の規模、被害想定の見直しが今後の大きなテーマとなってまいります。

3のスケジュールのとおり、平成24年度、今年度につきましては、訓練等を通して見直し内容の具体化を図るとともに、地震・津波被害想定調査の結果や先ほど御説明した国の動向等も見ながら、さらなる見直しを行って、来年度の防災会議にかけることにしております。

それでは、4ページをお願いします。

現在実施中の地震・津波被害想定調査について御説明します。

この調査につきましては、昨年9月議会の特別委員会で1度御説明しましたが、現在の検討状況や今後のスケジュール等を含め、改めて御説明申し上げます。

1の目的のとおり、県内で起こり得る地震及び津波による被害状況の予測を行い、防災・減災対策の検討に役立てたいと考えております。

次に、2の調査対象地震です。

被害の予測を行うに当たりましては、調査対象地震を決める必要がございますが、地域防災計画の検討委員会で御検討いただきました結果、国の長期評価が実施された以下の6つの地震を対象とすることにしております。

長期評価とは、下に米印で解説しておりますが、文部科学省の地震調査研究推進本部において、地震の規模や、今後、例えば30年以内などの一定期間内に地震が発生する確率を予測したものでございます。

地震につきましては6地震のすべてを、また、津波につきましては、①の布田川・日奈久断層帯、⑤の雲仙断層群、⑥の東海・東南海・南海海溝地震、いわゆる南海トラフの3地震について行うこととしております。

5ページをお願いします。

本調査の被害想定のアウトプットをイメージしていただくため、他県の例ではございますが、代表的なものを記載しております。

まず、左上は、東京都の震度分布でございます。調査対象地震ごとにこのような形で示しするほか、市町村ごとの震度も表にして公表する予定にしております。その下が、千葉県の例ですが、地盤の液状化による危険度分布の状況をあらわしたものです。右上が、建物被害の状況をあらわしたものです。右下が、長崎県の例ですが、地震の発生による代表地点での津波高をあらわしたものでございます。

本県の調査におきましても、このような形で被害想定をお示しすることにしております。

6ページをお願いします。

検討の手順について御説明します。

まず、基礎資料調査として、県内の自然条件や社会条件といった現況把握を行います。次の地震及び津波の予測検討を行います。

左側の地震の検討では、各地の震度分布や液状化による危険度分布、さらには、土砂災害の危険状況などの予測を行います。右側の津波の検討では、地震が発生した場合の津波の発生について調べるものですが、各地の津波の高さや到達時間、あるいは浸水範囲等の予測を行います。

これらを踏まえ、次に、被害想定を検討を行うこととなります。

想定する被害は、地震による被害、それと津波による被害、さらには両者が複合した場合の被害の3点を行うこととしております。

具体的には、死亡者数や負傷者数といった人的被害や全壊、半壊等の建物倒壊被害、また、地震による建物火災や水道、電力等のライフライン等の被害等の算出を行います。

また、被害のシナリオを作成することとし

ております。これは、災害が発生した場合の被害の広がり方やその後の避難、医療救護等の応急対策、さらにはライフラインの復旧などを時系列的にあらわしたもので、地震・津波災害の対応策の検討に活用することとしております。

これらを踏まえまして、このたび、見直しを行いました地域防災計画の再点検及び再見直しを行うこととしております。

また、括弧書きで記載のとおり、減災・防災に係るハード整備等の事業につきましては、調査結果も踏まえまして、緊急度の高いものから順次対応を進めていくこととしております。

中間報告の時期と内容でございますが、調査自体は今年度中に取りまとめますが、まず、8月ごろをめどに中間報告を行う方向で作業を進めております。

中間報告の内容は、地震につきましては、対象地震ごとに県内全域、市町村別の震度分布を、また、津波についても、対象地震ごとに代表地点の津波高を公表したいと考えております。次の議会で詳しく御説明をさせていただきますと思っております。

7ページをお願いします。

熊本県の主な災害の記録を参考までおつけしております。

まず、地震、津波でございますが、上から2番目が、皆様もよく御存じの1792年、島原大変肥後迷惑と呼ばれております地震・津波災害でございます。

また、大きいものとしては、その下の1889年、明治22年ですが、熊本付近を震源としたマグニチュード6.3の地震が発生し、死者20人等の被害がっております。

裏面の8ページには、昭和以降の高潮・風水害も記載しております。

特に大きな災害としましては、一番上の昭和2年の台風による高潮災害、4番目、昭和28年、いわゆる6・26の水害、また、5番

目、昭和32年の豪雨災害、さらに、8番目、昭和47年、豪雨災害等がございます。近年では、13番目ですが、平成11年、台風による高潮により不知火で、また、平成15年、県内集中豪雨により、土石流の発生で水俣市にそれぞれ大きな被害が発生しております。

これらの過去の記録も十分に参考にしながら、防災計画の見直しや防災対策に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○村上寅美委員長 続いて、東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件について、まず、東日本大震災後における熊本県の取り組みについて及び東日本大震災による被災地域の復興支援状況について福島危機管理防災課長、電力不足問題について山下エネルギー政策課長から説明願います。

○福島危機管理防災課長 それでは、11ページをお願いいたします。

本県では、東日本大震災発生後から、地域防災計画の見直しと並行しまして、必要な防災対策に取り組んでおります。

昨年度の実績と今年度の予定につきまして、所管課が分かれますが、一括して御説明させていただきます。

まず、平成23年度の主な取り組み内容ですが、1は、広域応援協定の締結です。

①は静岡県との協定ですが、同時に被災する可能性が少ない遠隔の県として、昨年7月、協定を締結しております。静岡県とは、この4月から、防災所管課同士で人事交流も始めております。

次に、②ですが、大規模災害発生時では、被災者の住宅確保が何より必要となりますので、昨年10月、住宅の提供に関する協定を締結しております。

続きまして、2番は、県の防災対策を講じる上で非常に重要となります市町村への防災

体制整備の要請でございます。震災発生直後の昨年4月、①から⑤の事項について要請を行っております。

まず、①は、沿岸部の14市町に対する避難所等の緊急点検です。要請に基づき、既に見直しに着手した市町もございますが、先ほど御説明した地震・津波被害想定調査の結果あたりも踏まえまして、今後さらなる見直しをお願いしてまいります。②は、住民への伝達体制を改めて確認してもらっております。③は、避難勧告等の発令基準の策定です。まだ未策定の市町村もありますので、早急に策定するよう引き続き要請してまいります。

12ページをお願いします。

④は、県防災情報メールサービスの登録促進を要請したものです。この1年で登録者数が約3倍に増加をしております。⑤は、自主防災組織の結成の促進です。住民による自助、共助を素早く効果的に行える組織として、改めてその重要性が認識されております。この1年で2.5ポイント上昇しましたが、さらなる増加を目指して取り組んでまいります。

次に、⑥ですが、東日本大震災では、津波により避難所に大きな被害が発生したことを踏まえまして、危険箇所には避難所が指定されていないか、確認を要請しております。⑦は、携帯電話会社のエリアメール、緊急速報メールの導入促進です。このメールサービスは、観光客を含め一定のエリア内にいる人たちの携帯電話に、津波警報や緊急地震速報等の情報を強制的に送信するものです。非常に有効な伝達手段であり、全市町村に導入を呼びかけてきました結果、NTT docomoにつきましては、県内全市町村で導入される運びとなっております。

次に、⑧ですが、これも、東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害発生時の被災者の救出活動等に支障が生じないよう、住民基本台帳データのバックアップ体制を要請したも

ので、これまで21市町村で整備がなされております。

続きまして、13ページ、3の防災対策の充実強化です。

まず、①のヘリサインの整備ですが、大震災発生直後に出動した県の防災消防ヘリ「ひばり」の隊員の意見を踏まえまして、県や市町村の防災拠点、計95カ所に整備しております。地理にふなれな他県からの応援ヘリの救助活動等に大きく寄与するものと考えております。②は、自主防災組織の組織率向上を目指しまして、昨年度、補助制度を創設しております。今年度も継続するとともに、この3月には組織結成や活動強化のための手引書も作成しましたので、これらを用いて、特に組織率の低い市町村への働きかけを強めていきたいと考えております。

1つ飛んで、④ですが、先ほど申し上げましたエリアメールに関しましては、市町村が基本的に情報を送信しますが、大規模災害発生時には、市町村の機能が麻痺し、配信できない場合も想定されますので、そうした事態に備えまして、県が市町村にかわって配信できるようにもいたしております。

1つ飛んで、⑥ですが、すべての公立小中高等学校において危機管理マニュアルの見直しを実施していただいております。

14ページ、お願いします。

⑦は、高齢者や障害者等の災害時要援護者対策の促進です。全体計画は、既に全市町村で策定されており、個別計画も、この1年で19から35市町村へと設定が進んできております。また、訓練を通じて、要援護者が、きちんと避難ができるかどうかの検証を行いましたほか、要援護者専用の福祉避難所につきましても、この1年で10市町村から27市町村へと設置が進んでおります。

少し飛んで、15ページをお願いします。

4の防災訓練の充実・強化です。

まず、①の県総合防災訓練ですが、東日本

大震災では、自治体自体が被災したことも踏まえまして、会場地の美里町に、近隣の宇土市や宇城市の職員が広域で応援する訓練も実施しております。

次の②は、本年1月に初めて実施した防災実動訓練でございます。大規模災害発生の際には、初動時において、県と自衛隊、消防、警察、海保等の防災関係機関がしっかり連携し、対応することが何より重要です。今回、天草を舞台に、大地震が発生し、天草五橋が使えないとの想定での実動訓練を実施し、連携体制のさらなる強化を図っております。

少し飛んで、大きな6ですが、原子力災害の対応を図るとともに、モニタリング体制を強化するため、食品や環境放射能などの検査機器の整備を行っています。

16ページをお願いします。

今年度の主な取り組みを御説明します。

まず、防災訓練の関係ですが、①の総合防災訓練は、例年9月の防災週間に実施しておりますが、ことしは、11月に八代市で緊急消防援助隊の九州ブロックの合同訓練が実施されますので、県総合防災訓練もあわせて実施し、訓練内容の充実を図りたいと考えております。

②の孤立地域対策の実動訓練ですが、今年度は、9月に、阿蘇を舞台に、阿蘇山の噴火により観光客が孤立した場合を想定した訓練を実施したいというふうに考えております。

③は、津波災害への対応力の向上を図るため、新たに、津波の防災訓練を荒尾市と水俣市で実施する予定にしております。④は、内閣府主催の訓練ですが、被災地からの重症患者の円滑な受け入れを目的に、松山空港から阿蘇くまもと空港への広域医療搬送訓練に参加することとしております。

2の防災対策の充実・強化です。

まず、①は、県の防災情報メールサービスのシステム改修です。先ほども触れましたが、メールサービスにつきましては、県と携

帯電話各社のメールサービスございますが、両方用いて情報を発信するためには、今のところは、一つ一つを入力する必要がありますので、この改修によりまして、1回の入力で一斉に送信して、より迅速な送信が可能になるようにしたいと考えております。

次の②ですが、災害時での人命救出には、何といてもヘリの役割が重要でございます。そこで、ヘリを保有する自衛隊を初めとした防災関係機関による調整会議を開催しまして、緊急時での円滑かつ安全なヘリ運用体制の構築を目指すことにしています。③は、災害時における要援護者対策の充実を図るため、災害派遣福祉支援チーム、DCATの設置に向けた取り組みを新たに実施するものでございます。

続いて、17ページの④は、土砂災害に対する警戒避難体制を整備するため、警戒区域の設定等の基礎調査を実施するとともに、市町村が作成するハザードマップ作成を支援することとしています。⑤は、河川、海岸の予防的な津波対策として、海岸保全施設の点検等とともに、水門の改修等を実施する予定にしています。⑥は、県全体の消防力を強化するため、消防広域化に対する県独自の支援制度を創設するものです。

次に、3. 防災拠点等の整備です。

まず、①ですが、災害発生時には、さまざまな防災関係機関の職員が一堂に集まり、連携の上、対応していくことがとても重要です。現在、新館10階にあります防災センターの間仕切り等を撤去しまして、スペースを拡張するなどの整備を行うこととしております。②では、防災消防ヘリ「ひばり」からリアルタイムの災害映像を県災害対策本部に伝送できるシステムを整備することとしています。③は、東日本大震災でも重要性が再認識されました防災行政無線の更新です。今年度に実施設計を行い、来年度から工事に入る予定にしております。④では、10億円の基金を

活用しまして、地域の防災拠点等へ太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を図ることにしております。

18ページをお願いします。

⑤は、阿蘇くまもと空港と天草空港を県の広域防災拠点として機能させるために必要となる施設や機能等に関する調査を行うものでございます。

続きまして、4の施設の耐震化ですが、新4カ年戦略では、県立学校と市町村立小中学校施設について、100%を目標に取り組むこととしています。また、私立学校についても、75%を目標に、②のとおり、新たに耐震診断や耐震補強に対し助成することしております。

次に、5の防災教育の充実及び災害教訓の伝承です。

東日本大震災を契機として、釜石の奇跡に象徴されますように、その重要性がクローズアップされております。

①のとおり、地域における体験型防災教育や管理職の研修会を実施するほか、②の実践的な防災教育総合支援事業を実施する予定です。また、③ですが、被災地に派遣しました職員の貴重な体験を取りまとめた活動記録集を作成しまして、今後の災害発生時での対応に生かしていきたいと考えております。

続きまして、19ページですが、6は、市町村地域防災計画の見直し支援です。

現在、市町村におきましても、防災計画の見直しを行っていただいておりますが、第一線の市町村でしっかりした防災計画を策定していただくことが何より重要と考えております。県では、市町村の防災計画の内容等を確認の上、重点的に必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、7の原子力災害対策の取り組みですが、まずは、国や原発所在県等で開催される研修会への派遣等を通じまして、原子力防災の知識を備えた職員を育成してまいりま

す。

また、原発事故等に関する迅速な情報収集を行うため、九電との情報連絡協定の締結を初め、所在県との情報連絡体制、さらには、市町村等への情報伝達体制を構築することとしております。あわせて、モニタリング等についても、構築に向けた取り組みを実施してまいります。

最後に、21ページ、東日本大震災による被災地域の復興支援でございます。

現在の状況を中心に御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

冒頭、公室長の挨拶にもございましたが、人的支援として、(1)から(6)のとおり、専門職員による長期派遣を中心に、計15名の職員を被災3県に派遣しております。また、県警からも、(7)のとおり、警察官71人を福島県へ派遣されております。

あと、新たな取り組みとしまして、25ページの一番外段でございますが、くまもと畳表復興支援事業としまして、被災3県で、被災者の方が住宅を新築する際に、熊本県産の畳表を購入いただいた方には、畳表6畳価格相当の熊本県産品を提供することとしております。

私からの説明は以上です。

よろしく御審議お願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の山下でございます。

資料27ページをお願いいたします。

電力不足問題につきまして御説明をさせていただきます。

実は、先週6月22日に、万が一に備えた計画停電について、国及び九州電力から公表されましたことから、計画停電に関し、資料の追加修正を行っております。

まず、1の今夏における電力需給見通しについてでございます。

今夏におきましては、国及び九州電力から

厳しい電力の需給見通しが示され、7月2日から9月7日のお盆期間を除きます平日9時から20時については、猛暑であった一昨年に比べて10%程度以上の使用最大電力の節電の要請が行われております。

次に、2の県における対応等でございますが、節電要請を受けまして、県全体での節電対策についての普及啓発や県庁舎のピーク時節電目標を10%以上に設定するなど、県の今夏における節電の取り組み方針を決定いたしました。

また、国及び九州電力に対して、安定的な電力供給の確保等について、要請を行いました。

次に、3の万が一に備えた計画停電についてです。

(1)の計画停電の位置づけでございますが、計画停電は、不実施が原則、万が一に備えたものとして位置づけられております。

28ページをお願いいたします。

(2)の計画停電の概要でございますが、お盆の期間を除きます7月2日から9月7日の平日8時半から21時までが対象の時間帯で、万が一行われることとなった場合、1回の停電時間は2時間程度、本県におきましては、47のサブグループ分けが行われ、必要最小限の地域のみで実施されることとなります。

また、計画停電を緩和する施設といたしましては、国の方針に基づき、記載の内容となっているところでございます。

なお、大雨などにより災害が発生した地域へは配慮がなされる予定となっております。

手順につきましては、まず、前日18時ごろ、逼迫警報が発令され、その後、当日の9時をめぐり、逼迫警報続報が発令されます。計画停電の可能性がある3～4時間前に政府から緊急速報メールが発信されますが、最終的に逼迫状況が解消されなかった場合、計画停電の2時間程度前に九州電力から計画停電の実施が公表される、そして実施されること

になります。

(3)の県における主な対応等でございます。

①は、再掲でございます。

②の計画停電実施に関する県の対応についてでございますが、庁内の電力不足問題検討部会におきまして、昨日、電力需給に係る需給逼迫警報及び計画停電への県の対応を決定し、庁内に停電情報連絡本部体制の構築を行うとともに、人工呼吸器等を利用する方々への対応や防災・消防施設、交通安全に係る対応など、県民の生活に影響が生じる分野等におきまして、関係機関と連携しながら、事前の周知や対応を行っていくこととしております。また、県といたしましても、さらなる節電行動をとっていくこととしております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○村上寅美委員長 執行部の説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けます。

どうぞ。

○大西一史委員 済みません、いろいろ御説明ありがとうございました。

この震災及び防災対策特別委員会での議論、かなり幅広い部分がありますけれども、ちょっと私が気になっているのは、特に、この災害時の情報伝達、特に市町村との情報共有のあり方というのが——それと、それをいかに県民に通知をするかという部分で非常に——これは、過去のいろんな災害を見ても、なかなかその辺の情報伝達がうまくいかないということもあって、非常に危機感を持っています。

県の防災関係機関の責務というところで、地域防災計画の大きいやつ2ページの一番上に書いてありますけれども、「県は、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び地方公共機関の防災活動の実施を

助け、かつその総合調整を行う責務を有する」というふうになっていますので、そういう意味では、一義的には、市町村が全部、それぞれの住民の生命、財産を守るという責任があると思いますけれども、逆に言えば、それを補完する形でなければならないし、その総合調整とか、ある意味では、県でいろいろなことを、逆に言えば、市町村のことを十分把握しておかなければならないというふうに思うんですね。

ただ、そのときに、今回ちょっと心配しているのは、先日大雨があったときに、県の災害・防災情報のページが、県のホームページの左上のところを押すと入れますけれども、あそこに入って見てたんですね、そしたら、この災害に伴う道路状況というのが実はありまして、これを見たんですよ。そしたら、各路線ごとに災害状況というのが書いてあるんですね、道路ごとに。例えば、県道何々線は通行どめだとか、全体で通行どめが何カ所あるとか、あとは、路肩が崩壊しているから今、規制がかかっているとか、いろいろ個別にはPDFでだあって一覧で出てくるんですよ。

ところが、その中で、熊本地域については何て書いてあったかという、熊本市に移管、問い合わせは熊本市にお願いしますと、こう書いてあるんです。やっぱり、私、これを見たときにちょっと思ったのは、政令市になったのはいいけれども、県道も、政令市のほうに管轄が移管をしてしまったということで、ある意味では、政令市でそれは確認されなければならないことなんだろうけれども、それは県のホームページ見りゃあ一元的に、熊本市だろうが何だろうが、熊本市を通過している県道であろうが何だろうが、管轄は別にして、ある程度情報を一括して、そこで一元的にやっぱり県民に知らせる、情報提供すべきじゃないかなというふうに思ったんですね。

その点がちょっと非常に——道路というのは、政令市だけで何も区切られているわけじゃなくて、全部つながっています。ですから、そういう意味での情報提供のあり方というのは非常に問題があるなというふうに思いました。ですから、こういう市町村との連絡調整であるとか、それから情報提供のやり方、こういったものは、私は、県が一元化して、ある程度寄与する必要があるだろうというふうに思っているんです。

やっぱりわからないことを書けとは言いません。わからないことは、わかりませんと、現在確認中であるとかでいいと思うんですが、もしわかるのであれば、それはやっぱり把握をして全部知らせるべきで、政令市に移管したから、あとはそっちに聞いてくださいというのは、余りにも行政として冷たい対応だなというふうに私はこの前の大雨災害のときにそれを感じたので、大雨災害のような状況でこういう状況ですから、ということは、大きな大震災なり、災害が起こった場合には、もっと混乱するだろうなど、あるいは情報が停滞するだろうなというふうに思いました。

ですから、その点について、どういうふうにして今話を聞いてお感じになったのか。

○福島危機管理防災課長 市町村の情報収集についてのお尋ねでございます。

我々も、当然ながら、市町村を通じて情報収集するというのが極めて重要でございます。それなしでは……。

○村上寅美委員長 今、大西委員の説明に対して、熊本市に丸投げしているような状況だから、それについて県はどうしているのかということだから、簡単にその内容だけをやってくれ。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

す。

確かに、先ほど委員がおっしゃいましたように、交通規制の情報等については、4月の政令市移行から、今、熊本市については県のホームページのほうで公開をしていないのが実態でございます。ちょっと先ほどの御意見を踏まえて、今後一元的にそこら辺の情報提供ができるものか、熊本市と協議を早速始めまして、検討してまいりたいと考えております。

○村上寅美委員長 いいですか、今後検討。

○大西一史委員 今検討するとおっしゃいましたけれども、これは何か無理なことをお願いしているわけでも何でもなくて、これは、政令市と熊本県だけじゃなくて、ほかの市町村ともそうです。

それから、あと、どうしても県の管轄だけのエリアだけでしかやっぱり書いてないんですよ。そうじゃなくて、国道だって九地整だって何だって、やっぱり連携しながらそこを見せるという工夫が要るから、当然政令市とはやっていただきたいんですが、ほかの機関ともぜひやって、情報提供、できるだけ広域的に提供できるような体制をとっていただきたい。これは、今、たまたま道路の話ですけども、道路以外でも相当いろんなこと私はあると思いますので、それは皆さんにお願いしておきます。

以上です。

○村上寅美委員長 要望ですね。いいですか。

○大西一史委員 はい。

○荒木章博委員 自主防災クラブが、今、55.2%から、57.5%まで伸びてきていると。これは、市町村別に比べて、一体としては私

は余り高いほうじゃないと思うんですけど。低いですよ、これだけ震災があった中でね、取り組みというのは。こういう啓発あたりというのはどういうふうにしてやられているのかが1点です。

引き続き、委員長、いいですか。

もう一点は、防災情報メールというのが防災のやつで、今、24年5月で2万1,000件、これもちょっと少ないかなと思うんですけども。こういうのは、やっぱり県が積極的に対応をして、市町村に対しても取り組むべきだと思う。

この2点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○福島危機管理防災課長 まず、自主防災組織の組織率のお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、現在、57.5%なんですけれども、全国の数字が、昨年までしか出ていませんので、昨年でいきますと、ワースト7位ということで非常に低うございます。その背景としましては、本県の場合、消防団の活動が活発だとか、そういうのも背景としてありますが、やはり自助、共助によります活動という点では、非常に自主防災組織が大事でございますので、今回、4カ年戦略でも、まず全国平均を目指そうということで、全国平均が昨年で75.6%なんですけれども、非常に高い目標ではあるんですが、80%を目標に取り組むことにしております。

昨年初めて補助制度をつくりました。6月補正ということもありまして、市町村のほうでもまたつくってもらわんといかぬもんですから、ちょっと動きがおくれましたので、昨年度は5団体の活用でとどまったんですが、例えば、その中で上天草市あたりは非常に取り組んでいただきまして、1年間で22.1%上昇したりもしておりますので、そういう意味では、効果的な制度じゃないかと思っております。

この補助金の制度、さらには、先ほどもちょっと触れましたが、手引を作成しましたので、手引を作成したり、あるいは市町村に対して、個別にやはり低いところを中心に訪問しまして、市町村の取り組みを促すようなことも当然ながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、防災情報メールの関係でございますが、先ほど御説明しました、議員のほうにも御指摘いただきましたが、まず県の防災情報メールにつきましては、もともとが低かったのかもしれませんが、震災前7,000件程度だったのが、この1年で2万2,000件ということで、ふえております。防災情報メールサービスについては、昨年の、これも補正予算で登録の仕方あたりを——ちょっとかなり難しかったんですね。簡単登録といいまして、必要最小限のといいますか、大事な情報だけをもらえる機能を追加したりしまして、その辺が功を奏して3倍にふえておりますが、防災情報メールサービスにつきましても、今後、あらゆる機会をとらえまして、登録の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 県が57.5%で、全国平均が75.6ということで非常にこれは低いですよ。防災・震災対策の熊本県の思いというのがこういうところに、自助、共助を含めて、あらわれていると思うんですよ。だから、実際、現実にこれをふやすにはどうしたらいいのかと、これは県民の関心をどうするのか、ここに——上天草市は非常に高いとか、それは当たり前ですよ、あの地域を含めて。だけん、もっとそういうところの啓発あたりを——佐藤さん、どう思われますか。

○佐藤危機監理監 昨年、危機管理防災課長ということで、先ほど課長からも説明しましたとおり、自主防、これは非常に高いところ

と低いところの市町村、差があるんですよ。100%いっているところもございませば、50%以下というところもございまして、特に50%以下のところにつきましては、市町村を訪問いたしまして、私も回りまして、いろいろ意見交換したところでございます。昨年6月補正でつけていただきました、補助金つくったから、ぜひこれを活用してということだったんでございますが、先ほど課長が御説明いたしましたとおり、県が2分の1、それから市町村も2分の1つけてくれということで、市町村もまた補正が要るということだったもんですから。ぜひ、向こうからも今後これも続けてくれと、ぜひ伸ばしたいという意見も聞いておりますので、ことしも、済みませんが、お願いしてつけていただきましたので、2年、3年かけて少し伸ばしていきたいと思っております。委員がおっしゃられるとおりに、県民意識でございまして、もう少し、今回こういう震災があったので、ぐっと伸びるのかなというふうな感じはしております。ただ、これも先ほど説明しましたとおり……。

○村上寅美委員長 言いわけはよか。何%にしていくのか、目標は。

○佐藤危機監理監 目標としましては、この4年間で80%までいきたいと思っております。

○荒木章博委員 もう1点だけ。さっきのメールですけれども、防災情報メール、これは皆さん方何名ぐらいかたっておられますか、ここにおられる方、失礼だけど。——半分ぐらいいですね。この委員会の担当の方でも半分ぐらい。私も入っていません。ですから、ちょっとこれは私自身も反省しなきゃいけません。だから、こういうやり方を——議員さんはほとんど入っておられると思いますけれど

も。ぜひ、どういうやり方でやったらいいのかということをもた指導してください。いろいろ——紙でもいいですけど、こうしたらいいですよということ。お願いします。

○村上寅美委員長 要望でいいね。

○荒木章博委員 要望です。

○前川収副委員長 本県は、さっきおっしゃったとおり、消防団活動というのが非常に活発で、地域防災の組織と消防団が混同されて、地域防災のほうがなぜ必要なのかという部分の意識がないですね、なかなか見えてないと。地域によっては、消防団がしっかり頑張ってくれているから防災組織をつくる必要がないという意識も含めてあるんです、潜在的に。その辺の説明をちゃんとやらないと、一般の県民も含めてですけれども、我々も含めて、それは我々の地域にはちゃんと消防団が警戒もしてくれているし、いろんな活動もやっていただいているという前提が根底にあるということがございますので、その違いと必要性という部分をやっぱりもうちょっとしっかり広報してもらわないと伸びないと思いますよ。危ないと言っているんじゃないですよ。消防団があるからしっかりしていますよ。でも、指標が違うからそう見えているというところもあるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、その辺はいかがですか。

○田嶋知事公室長 今おっしゃったように、消防団があるから進んでないというのは一つの事実としてあろうかと思いますが、ただ問題は、今、消防団がずっと地元におっただけかという問題があろうかと思いますが。例えば、昼間は仕事に行って地域にはお年寄りとか子供しかいないと、そういうような状況もございます。ですから、この問題につい

ては、今、前川委員がおっしゃったように、消防で守れるところと自主防災組織で守れる、これ、特徴をきっちり理解してもらうことが必要だと思います。ですから、そういう具体的な例を示しながら、特に、首長の意識が変わらない限りこれは進まないと思っていますので、これについては、知事の特別訪問指導も含めて頑張っていきたいというふうに思っています。

○前川収副委員長 お願いします。

○村上寅美委員長 ほかに。

○小杉直委員 大雨情報のたびに泊まり込みで頑張っておられることに敬意を表しながら質問しますが、17ページ、③に、県防災行政無線の更新、再整備、これに関してちょっとお尋ねしますが、大規模災害のときには、一番無線が活躍するわけですね。だから、消防団含めた市町村、それから消防署、警察、県、自治体、自衛隊、こういうような無線の交信、この整備、あるいは共通交信ができる部分、それについては何かお考えがありますか。

○福島危機管理防災課長 防災行政無線につきましては、あらゆる防災関係機関と連絡がとれるように、特に、電気が切れたときとか、電話線が断線になったときとか、そういうときでも最後のとりでとして防災行政無線が、大事でございます。しかも、今委員が御指摘のとおり、いろんな機関と連絡がとれるようにということで取り組んでおります。もちろん、警察もそうですが、消防関係につきましても、連絡がきちっととれるような形で再整備を図ってまいりたいと思っております。

○小杉直委員 確認ですが、東日本の災害の

ときには、結局もう大災害ですから、無線の交信が各関係機関とできなかつたということが、大きな今後の課題というふうに現場に行った識者の人からたくさん聞いておりますが、そういう観点から考えた場合、例えば、県と被害に遭っている市町村との無線交信ができるか、あるいは応援に来た警察、消防、後で来るだろう自衛隊との共通無線ができるか、そここのところの整備についてはどこまで進んでおりますか、できていないなら今後の考え方がどうなのか、そここのところを。

○佐藤危機監理監 今回も、県が持っております防災行政無線、これは、市町村、また消防等とつながっておりますが、それらの再整備をしていきたいと思っております。今回の大震災を見ましても、基本的に役場庁舎が壊れたときは、もうそれは無線どころじゃございませんので、そこはつながりませんが、いわゆる無線機能、防災無線機能自体は全部生きておりました。これは、奄美の昨年の大水害のときも、防災無線は生きていたと、いわゆる機能としては。ただ、今回はかなり停電いたしましたので、中継点、中継のアンテナが要りますけれども、そこにはやっぱり必ず電気が要ります。もちろん、いわゆる充電器の発電機能を持っておりますので、自家発電も持っていますが、そこが油がなくなれば電気が届かなくなると。油が、普通でしたら1日、2日はあるんですけども、かなり時間がたちましたので、その部分で、もしかしたら通信できなかつたという部分はございますので、その辺の確保につきましては、また、今後、検討委員会の中でも考えていくということになっております。

それから、もう1点でございますが、各機関との共通波というのは、なかなか非常に難しく、やはり警察の無線は警察無線、自衛隊の無線は自衛隊無線ということで、一定の共通波を何かするということはできるんです

けれども、常に同じ形、また、逆に日ごろの中ではそれをやると、なかなか混線して難しいということもございますので、それぞれがそれぞれの無線の中で、各無線を1台ずつ貸し与えて連絡するとか、そういう方法をとっておりますし、今のやり方としましては、現場にすぐに集まって、いわゆる面と向かって情報交換するというやり方が非常に早うございますので、今のところそういうやり方をとりたいと思っております。

○小杉直委員 大分前向きですから安心しましたが、共通波については、今後の課題にひとつひとつとっていただくことで要望とします。

以上です。

○鬼海洋一委員 簡単に2つだけ質問したいと思えます。

まず1つは、災害時の対策本部の設置の問題、県段階でも本部の設置についてよく上がりますけれども、今特に、昨年の災害以降、各市町村でも積極的にこの対策についてはとられておりますし、さまざまの訓練等もやられているわけ。ところが、やっぱり広域的に、特にライフラインとの関係で言うと、一つの町、一つの市だけではなくて、広域的に対応しなきゃならない課題が根本的に解決しないわけでありまして、その意味で、振興局が果たす役割というのは非常に大きいというふうに思っているんです。この1年半ぐらい見ておりますけれども、振興局単位としてそれらの課題に対する対応といたしますか、これは、これまで歴史的にも同じ課題でありますけれども、なかなか見えないという思いもありまして、振興局は、どういうぐあいに、この対策本部を設置する上で、あるいは地域の対応をする上で、位置づけられているかが1つです。

それからもう一つは、先ほど山下課長のほ

うから御報告いただきましたが、この前の環境対策特別委員会の中で、つまり、電力の事情については、県庁との間に、ホットラインをつくって常に連携、連絡体制ができるようにしておくべきではないかということで御要請をいたしました。きょうの新聞では、この電力供給については、例えば病院等については緩和をするということ等の報道もあっていたわけではありますが、現状、それ以降の九州電力との、こういうホットラインの設置であり、あるいは計画停電の中身に対する検討。

早速きょうの新聞を見た人から私にメールが入ってきました、病院の人からでしたが、私のところも最近酸素吸入器が全部入っているから、もしとまったら困ると。あるいは入っていない病院はどうなるんですかというふうに、メールが早速届いているわけであり、そういうものに対する対応をもう少しシビアにすべきじゃないかと思っているんですが、今取り組んでおられること、それから、さっきありましたDCAT、この現状、これを少し御説明いただきたいと思えます。

○福島危機管理防災課長 まず、地域振興局のお尋ねでございます。

防災計画上也、大規模災害が発生した場合、地域振興局を地方災害の対策本部にするという知見もございます。現在、先ほども申し上げましたが、情報収集の際の話になりますけれども、振興局を通じて市町村の情報等も集めておりますので、現在も非常に地域振興局の役割は重要でございます。その中で、今後も防災の拠点としてとらえておりますので、既に、まず耐震化も今進めておりますし、あと、先ほど出ました防災行政無線、これも今再整備を行いますので、この中で、地域振興局が災害対策の拠点となり得るように、きちっと自家発電等含めまして、充実した形になるよう取り組みを行っていきたく思っております。1点目の回答でございます。

す。

○鬼海洋一委員 じゃあ、まず1点、ちょっといいですかね。

ところで……。

○村上寅美委員長 ちょっと説明、2点目。

○山下エネルギー政策課長 鬼海委員からの御質問の九州電力とのホットラインの件でございますが、九州電力の地域振興支援グループというのがございまして、そこと毎日のように連絡調整をさせていただいております。

それと、庁内に電力不足問題検討部会というのを設けておりまして、昨日も会議を開きました、その節は、九州電力からも、副支社長以下関係の職員の方に来ていただきました、常に情報連絡をとるような体制で臨んでおります。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 振興局での対応というのは非常に大きいというふうに思っています。大体例年ですと、今ごろでしょうか、あるいは台風前ぐらいに1回会議を開いていただいて、それぞれのライフラインに携わる企業あたりも呼んでもらいながら、道路をどうする、あるいは警察、治安をどうする、あるいは電力供給どうする、通信をどうする、そういう意味での対策会議を開いていたというふうに思うんですが、最近見てみると、ライフラインを担当する企業というのがなかなかその中に含まれていないような気がいたします。

せんだって、ある自治体の訓練を見ておりましたが、訓練にも含まれていなかったりということもあるようですから、これは総合的な対応ですから、ぜひ抜かりのないように関係者を集めていただいて、ぜひ地域の、もしもの場合の対応を講じていただきますようお願いしたいと思います。

それから、山下課長のほうからの今の説明でしたが、これから福祉に対する対応をどうするかということも当然考えられた上で、先ほど、きょうの新聞報道にありますように、計画停電を緩和する病院あたりも決めていただいたというふうに思うんですが、そういう意味で、福祉、難病とか、あるいはさまざまの人たちが家庭で治療している等もありますから、そういう意味での対応といたしますか、関係する皆さん方との会合というのがあるかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

今の御質問は、在宅での患者様の対応ということだと承知しております。これにつきましては、昨日相談窓口を設置いたしまして、人工呼吸器等を使用している在宅医療患者、こういった方たちの相談に応じることとしております。

午前中、約20件ほど既に問い合わせ等がございまして、外部バッテリー、それから電力の確保等について御質問をお受けしているところでございます。これにつきましては、各保健所、それから熊本市の保健所にも窓口を設置して対応しているところでございます。

○鬼海洋一委員 ぜひよろしく。

特に、これは保健所が非常に大きな役割を果たしていただきたいと思いますので、保健所のほうにもぜひそういう思いを伝えていただいて、頑張ってくださいようお願いしておきたいと思います。

○村上寅美委員長 要望ですね。

○鬼海洋一委員 要望です。

○吉田健康福祉政策課長 3点目のお尋ねがございましたDCATにつきまして、資料

は、16ページの一番下に、要援護者を支援する災害派遣福祉支援チームということで記載してございます。これは、東日本大震災で、高齢者、障害者などで、特に福祉的なケアが必要な方、こういった方々が、避難所ですとか、あるいは場合によっては施設、施設もかなり被災してマンパワーが足りないという状況がございました。なかなか支援の手がなかったというようなことをお聞きしておきまして、そういったことを踏まえまして、本県におきまして、災害が発生したときに、高齢者、障害者など福祉的なケアが必要な方、十分なケアが受けられるように、福祉サービスの提供事業者、社会福祉施設等になりますが、こちらに勤務される専門職員等で構成する支援チームを平常時から整備して、迅速な被災地支援を行える体制をつくりたいということで進めておるものでございます。

実は、予算的には、6月補正予算で66万1,000円いただいておりますが、これから検討を進めてまいります。具体的にどういった業務を行うのか、あるいはチーム編成をどうするか、どういった場合に活動するかというような運用のルール、こういった内容を詰めることとしております。

具体的には、関係団体も含めた検討委員会を設置しながら、早急に内容を詰めていきたいというふうに思っております。

○中村博生委員 11ページですけれども、市町村に対する防災体制整備の要請となっておりますけれども、全部でこれは8番までありますが、ほかは、ことし5月とか4月とか報告があつているようでございますけれども、津波災害に対する緊急点検等は、沿岸部14市町ということであります。これはほとんど干拓地だと私は思うんですね。いわゆる海拔0メートル地帯がほとんどだと思えますよ。50年以上前に海岸堤防が築堤されたものがほとんどだと思えます。そういった中で、津波

災害だけじゃなくて、地震も対象にしたらいんじゃないかなという感じがします。これは、津波は、はい、地震が起きました、何分後に来ますよというのがわかりますけれども、地震で、仮に大きい地震が起きて、堤防が決壊したというときには、もう瞬く間に来るわけなんです。そういったことも含めて、やっぱり市町村にも、14市町ですから、そういった報告もあつとるかと思えますけれども、その辺の中身的な部分の検討もお願いしたいなと思います。もう一つは、県産の畳表、この支援、これは大変ありがたいというふうに思っております。ことし、また予算づけもしていただいているということで、本当に——昨年は八代市と氷川町とJAで半畳敷を1万二、三千枚ぐらやっておりますし、そういった効果があつて購入していただいとるのかなとは思いますが、枚数的に、具体的に購入された方の人数とか枚数はわからぬとでしょうかね。

この2点をお願いします。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。

堤防の耐震対策についてでございますが、海岸堤防につきましては、土木部と農林水産部で、関係4課がございまして、現在、協議調整を行いながら進めているところでございます。

御質問の耐震対策についてでございますけれども、これまでは、本県の海岸堤防は大きな台風被害を受けることが多いということで、高潮対策を中心に進めてきたところでございます。

ただ、平成16年に国の設計基準の改定がございまして、施設の供用期間内で1度ないし2度発生する地震に関しまして、所要の安全を確保するということが明記されております。それを受けまして、それ以降に新たに着工した地区については、耐震も考慮した整備

を行っているところでございます。

現在、平成7年に阪神・淡路大震災を受けまして、耐震点検を行いまして、海岸保全区域610キロのうち233キロを耐震対策を要する海岸といたしまして、それにつきまして、現在、高潮対策とあわせてできるところにつきましては、耐震対策を入れたところの海岸整備を行っているところでございます。

○国枝農林水産政策課 農林水産政策課でございます。

畳表復興支援事業について御質問ございました。

済みません、申しわけありませんが、昨年度の提供のデータについてちょっと数字を持ち合わせておりませんので、また後ほど報告させていただきます。

ただ、今年度の事業内容につきましては、予算2,100万円程度組ませていただいております。募集戸数は2,500戸程度、それぞれ6畳価格相当ということで支援をさせていただくという予定でございます。

○中村博生委員 畳表は大体わかりましたけれども、堤防耐震対策、確かに、阪神・淡路の後に点検をやられたのは知っています。しかし、どういった点検なのかもわからぬけれども、全部安全ですよというような報告しか私は聞いとらぬと思うとですよ、皆さん。ただ、高潮対策、根固め、消波工とかやっただいておりますけれども、その重さのために堤防が沈下しとるとも知つとんなはると思うとですが、あらゆるところにクラックが入つとつとも知つとんなはると思います。それで果たして耐震対策がでけとつとかなという思いがしたから、きょうまたこういった質問したんですけれども、その辺はどうですかね。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。

す。

御質問ございました堤防につきまして、耐震点検につきましては、平成7年に行いました点検は、現況堤防で——ボーリング調査とかの詳しいデータがございません中で、現況の想定される地質とか、現況堤防の断面で、おおむねの耐震の検討をやったという状況でございます。

今回、津波・高潮危機管理対策緊急事業ということで、本年度から海岸保全施設の耐震調査にも取り組むことにしておりますので、その中で緊急性の高いところから詳しい耐震調査については進めていきたいというふうに思っております。

○中村博生委員 なるべく早くやってくださいね。

○岩中伸司委員 一番やっぱり重要なのは、住民の防災意識というか、みずからのですね。さっき言われとった自主防災組織も非常に組織率が低いということですけども、非常に厳しい内容なのかなと。今は、組織に縛られるのが嫌な人が多くなって、子供会も老人会もだんだん少なくなって、世話役がいなくなっているというふうな地域の実態があるんですね。

そんな中で、こういう組織をつくるのを進めるという場合に一番大切なのは、やっぱり防災意識をどう高めていくのか——東日本大震災があつて、もう1年3カ月ちょっとたちますかね、あの当時は、もうこぞって本当に自分のところはいつやられるかわからぬというような意識になっていたんですが、これは、私も含めて、1年3カ月たったら、うーん、なにもなかならうな、荒尾は災害がなかへんけんというような調子でいくんですね。たまたまきょう16ページに、また津波訓練を荒尾、水俣ということで具体的に示されているので、これにやっぱりどう多くの人が参加し

ていくのかという、その辺が一番大事だなと思うんですけども、そこら辺はどんな取り組みがなされているんですか。

○福島危機管理防災課長 津波訓練は、ことし初めて事業をつくりまして、市町村に声をかけまして、参加しないかということで。幸い、荒尾市と水俣市から手が挙がりまして、ぜひやりたいということで始めることとしました。

今、まず荒尾のほうですね、この夏にやりたいと思っています。あと、水俣のほうは冬に、ちょっと時期をずらしてやろうと思っています。今、荒尾のほうは、かなり検討が進んできています。今のところは、幾つかの公民館とか小学校の体育館を活用しまして、そこに避難するような計画が立ててあります。ちょっと今のところ、規模的には数百名とか、そういう規模かなと思っていますが、今後さらに内容を詰めていきますので、できるだけ多くの方に、あるいは、できるだけ実際に場面を想定して、よりリアルな訓練になるように取り組んでいきたいと思っています。

○岩中伸司委員 今の問題で、東日本大震災のときには、あそこの三陸沖は地震が多かったりして、頻繁にそういうのがこれまでもあったと。ただ、熊本の場合、津波といっても、なかなかピンとこないんですが、200年前ぐらいですかね、眉山が崩落して津波があつたということなど、具体的に危険な状態にいつなつてもおかしくないぞというのは、そういう資料を——何か資料というと、余り大々的な資料じゃなくても、住民が、やっぱりここも危ないなというような意識を持つような、啓発するような、そんな資料の取り組みができればなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○西岡勝成委員 被害状況を見ていると、地

震そのものよりも、津波のほうが非常に人的な被害、物的な被害が大きいですね。だから、一番、質問でもありましたけれども、熊本市内は非常に怖いですね。雲仙断層群があるし、それと八代あたりもやっぱり不知火の断層帯がありますからね。そういう中で、やっぱりどのぐらいの地震、これは地震の想定地震規模はこの4ページに書いてありますが、どのぐらいの津波が来るといような想定というのはつくっていくんですかね。

○福島危機管理防災課長 まさにそこを現在調査して今後出していききたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 もう今のところ逃げるよりほかないんですね。防波堤を高くせにゃいかぬ部分もあるかもしれぬけど、もう逃げるよりほかないんで、想定をしていただいて、そこでどう避難するかという訓練をするよりほかないんで、きめ細かく、例えばこの前の津波でも、やっぱり入り込んだ地域が津波が大きくなっていくようなところもありますし、平野なところは逃げ場所がないという部分もありますので、その辺をきめ細かく、市町村単位で、やはり早目につくっていただくことが非常に大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

○小杉直委員 さっき本議会で意見書をめぐって岩中先生と対立しましたが、今から言うことは本当に同調です。西岡先生もおっしゃいましたが、佐藤さんたちが既に御承知と思います。東日本大震災も、大体そろそろ来る時期だなということは専門家が分析しておって、ちょうど数カ月前に大規模訓練が宮城を中心にあつとるわけですね。だから、何百年に1遍とか、何十年に1遍というのは、これは周期的に大体分析をできるはずですので、岩中先生、西岡先生がおっしゃった方向で、

熊本も200年前の大津波を含めて、周期的に何十年、何百年に1遍なのかという分析はどうぞひとつ、やってあるだろうとは思いますが、引き続きやってください。

○佐藤危機監理監 済みません、熊本の場合、内陸部といいますか。太平洋側がいわゆるプレート型でございますので、今先生おっしゃったとおり、100年に1回とか、大規模なやつは1,000年に1回とかという形で、50年ごと、100年ごとというのは、周期があるわけでございますが、熊本の場合は断層型の地震と、いわゆる断層がずれるという内陸型でございます、これは非常に何か専門家の方も予想が難しいということでございます。が、できるだけ、そういう意味で県民の意識も高めるためも含めて、その辺も専門家に出していただこうと思っておりますが、何せやっぱり何千年単位の話というふうな形で聞いております。

○小杉直委員 ところが、関東は、30年後ぐらいには大地震があるというのが70%というふうな分析が出とりますよ。そういうことも参考にしながら熊本も頑張ってくださいますようお願いして、要望にかえます。

○村上寅美委員長 最後に、溝口委員。

○溝口幸治委員 じゃあ、簡潔に。

防災計画に関する件で、1点要望と1点質問ですが、計画をつくる上で、私の場合、球磨地域の場合、市房ダムがありますが、地震によって市房ダムが崩壊する、あるいは崩壊しないまでも操作がきかなくなるということ想定して、その時期に合わせて、大きな洪水、台風の被害なんかを重ねるとい最悪のシナリオを考えて、ぜひ想定をしてほしいというのが要望です。

その上で、質問が1点ですが、この市房ダ

ム、2～3日前の大雨でも絶妙の操作をやったりやるんですね。今、ホームページから見れますので、大体どれぐらいの雨量が入ってきて、市房ダムがどれぐらい放水をしていくというのがきちっと見れます。やっぱりそういうのを見ていると、絶妙の操作をして、それによって下流域が守られているというのがはっきりわかるわけですが、球磨川流域の治水対策については、一般質問でも行いましたように、安全度を示さないという、今、積み重ねていくというか、協議を重ねていくという手法をやっていますが、この防災計画そのものは、それぞれの地域の防災計画を見直す上で、地震規模を想定して、そして被害がある地域を想定しながら、より安全度を高めるということを大きな視点として議論をしていくわけですね。

ただ、この球磨川流域だけは、残念ながら前の経緯があるので、そういう議論のスタートは私はいたし方ないと思いますが、これだけやっぱり防災意識を高めて議論していこうというときに、前の意識のまま議論していくというところに違和感を感じます。だからといって、ダムの議論をしろと言っているわけじゃありませんが、治水対策の安全度を高めるという点では、どこの地域も一緒だと思いますけれども、国や県がまず安全度を示して、それを住民の方に投げかけて、その安全度を落とすということを住民が同意すればいいですが、多分、普通は安全度をより高めてくれという議論になるのが通常だと思いますので、その辺の全体の防災の安全度を高めていくということと、球磨川流域の今後の安全度についての議論をどういうふうを考えていくのか、いや、もう球磨川流域は今のままのやり方でいきますとおっしゃるのか、それとも、少しやっぱり変化をさせていこうと考えていらっしゃるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○林河川課長 河川課長でございます。

ただいま球磨川に関する治水対策のあり方についての御質問がございましたけれども、球磨川につきましては、今、先生がおっしゃいましたように、目標とする治水安全度をまず設定して、それを達成するための代替案を検討するという、いわゆる従来の手法ではございませんで、ダムによらない実現可能な対策を積み上げるという、いわゆる球磨川方式で検討を進めさせていただいております。

堤防等の治水対策というのは、一般的に段階的にこれは整備されてまいりますので、洪水に対する安全性も、それに合わせて段階的にこれは向上するものでございます。これはダムも一緒でございます。

ただいま、いろいろ検討しておりますけれども、直ちに実施する対策だけでは、まだまだ、先生がおっしゃるように、技術的には不十分でございます。一層の安全の向上のために、引き続き検討する対策、これについても急務でございますので、そういった検討をスピード感を持って積み上げてやってまいりたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員 済みません、もう一言だけですが、私が質問したことの答弁には全くなってませんが、これをやると長くなりますので、きょうはここでやめますけれども、多分、意は伝わったと思いますので…。

○村上寅美委員長 田嶋公室長、まとめて。

○田嶋知事公室長 私が答えるべきかどうかわかりませんが、多分、安全度を目標にするのと安全を積み重ねるのと手法は違うと思いますけれども、ハードでどれぐらいの災害を防いで、あとどう補填するか、それが基本的な考え方だと思っておりますので、今回の防災計画の見直しについても、それを基

本にやっていきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に、最初に大西委員と荒木委員から話が出ましたけれども、私もチェックしとったけれども、このエリアメールのところの緊急速報ですね、地震、津波が起きてからの緊急連絡を、市町村は24時間体制、あるいは土日も含めて、これはうまく徹底しているのかを1点聞きたい。

それから、次に来るのは、逃げよって、農道か町道しかないんですよ、田舎の場合は。農道か町道しかないから。それで、上に逃げて車をとめとるから、もう車、行かぬわけよ、後の車、離合ができないから。これで相当やられとるわけよ。遮断機がおりとったからそこでとまるとると、とまるとる間にもう津波が来たというふうな、現実に僕は見てきたけど。だから、第1次元の情報、情報網は市町村に、ということでマニュアル的にはつくっとるけど、その辺のところの緊急性とそれから24時間体制、土日も含めて、それはできてるんですか、市町村のほうは。これをちょっと——誰かな、聞きたいけどな、一言。

○福島危機管理防災課長 県につきましては、御案内のとおり、24時間体制でやっておりますけれども、市町村のほうは……。

○村上寅美委員長 ここは24時間体制わかるよ、私も。

○福島危機管理防災課長 市町村につきましては、夜間も含め、情報連絡網をつくっておりますので……。

○村上寅美委員長 じゃあ大丈夫ね。

○福島危機管理防災課長 きちっと連絡はとれるように体制はとっています。

○村上寅美委員長 それから次に、今、逃げるしかないという話が誰かから出たけど、もうそのとおりだから。瞬間的に何分以内というような形だから、車で逃げる、走って逃げるというようなところは、それぞれの市町村で違うわけね、立地が。この辺のところを、これは市町村の問題だけど、県としては非常に行政指導をしてもらいたいということを要望しておきますよ。

それでは、これで質疑は打ち切ります。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 その他にありませんか。

○小杉直委員 瓦れき処理の協力の問題です。2月議会で、国難であり、日本人同士のお互いさまじゃないかという意味で、瓦れきの処理に協力すべきじゃないかという方向で質問して、それに対して、県の考え方は聞きました。そのとき私は、安全性を十分確かめた上でというふうに発言しとるわけですが、これはマスコミ批判じゃございませんが、ある新聞が、小杉県議が瓦れき処理をすべきだ、協力すべきだというふうに言ったと記事になったことによって、それがネットに流れて、そしてネットの中に悪意があつて、利権をあさるために瓦れき処理を小杉が言っているとかやられたわけですね。1週間ぐらいの間に10件ぐらい抗議の電話がありました。安全性を確かめた上でということが私の発言ですと、そしたら理解する人、あなたは子供がいるんですかというふうにヒステリックに言っていて、私には、かわいい孫も子供も親もおりますと言うても、納得しない人、瓦れきのことの「が」を言うこと自体が間違いだという人、さまざまでした。

それで、大体1週間で済んだわけですが、その後、環境省から、瓦れきの処理について、協力依頼の文書が来たということで、ファクスが県執行部から流れてきましたが、そのときに、放射能が瓦れきの中にゼロのところ、あるいは基準以下のところ、多少基準を超えているところ、それも流れてきていることについては、ファクスは流れてこなかったわけですね。

その後、蒲島知事が熊本県は放射能の汚染された瓦れきの処理の経験がないから云々というインタビューに答えておられましたので、おかしいなと思って県の執行部に聞いたら、その放射能についても流れてきとったということを初めて知ったわけですが、そこで質問ですが、その後、国のサイドから、瓦れき処理についての要望、それから放射能に関する資料は流れてきておりませんか。それをちょっとお尋ねします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課長でございます。

先生の御質問ですけれども、今現在、広域処理につきましては、当初401万トンと言われてました岩手、宮城の瓦れきにつきまして、現在では、247万トンということで減ってきております。それを受けまして、国のほうから、今現在、検討を行っている市町村を中心に依頼を行っていくということでの文書は来ております。

以上でございます。

○小杉直委員 いや、先般、1度、環境省から、瓦れき処理の依頼と、それに付随して、放射能のついている瓦れき、ついていない瓦れき、その分析の書類も一緒に送ってきたでしょう。その後は、そういう国からの資料の送付とか、お願いはあっていませんかと、それをお尋ねしよるわけです。

○加久廃棄物対策課長 資料としては、先ほど言いました広域処理の量が減りましたという資料と、つきましては、今後は、まず手を挙げておられるところを中心に行っていきますので、今後とも御協力よろしくお願ひしますという文書が来ております。

○小杉直委員 だから、放射能に関する資料は送ってきていないということですか。

○加久廃棄物対策課長 放射能の中身についてまでは書いてございません。そこはもう前回やっておる瓦れきをそのままということで、踏襲されているということでございます。

○小杉直委員 なら、要望しておきますね。私の心構えの一つに、瓦れきそのものに放射能がゼロとして送ってくる、それをさらに検査した上で安全ならばというのが基本的な考え方ですが、放射能が若干でもついておるということであれば、やっぱりいろいろ自分なりに考えた上で発言せんといかぬということになりますので、今後、放射能に関する資料が流れてきた場合には、どうぞひとつ、私を含めて、この委員の皆さんにも、即、連絡するようにしていただくことを要望して、終わります。

○村上寅美委員長 ほかにありませんですね。

それでは、震災及び防災第9回特別委員会をこれで終了します。

御清聴ありがとうございました。

午後3時3分閉会

---

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

震災及び防災対策特別委員会委員長